

# 情報倶楽部

2021年11月

No. 247

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 中小企業倒産防止共済の掛け金

Q. 得意先の倒産に備えて中小企業倒産防止共済に加入しようかと思っています。掛け金はどのような取扱いになるのですか？

A. 会社が、長期にわたって使用され、又は運用される基金で、法令に基づき拠出され、かつ、公益性、緊急性の高い特定の業務の費用に充てられるものに係る負担金又は掛金を支出した場合には、その支出した金額は、支出時の事業年度の損金の額に算入できるとされており、この中小企業倒産防止共済の掛金もこれに該当するとされています。

したがって、この掛金はその支出した時の損金に算入することができるのですが、前納期間があるものについては、次のように取扱われます。

① 前納期間が1年以内であるもの

前納期間が1年以内のものは、その支出時の損金として処理することが認められます。これは、前納にすると割引があること、前払費用の額で1年以内に役務の提供を受けるものについては支出時の損金とすることができるという取扱いがあることなどを考慮してのことです。

② その他のもの

その他のものについては、前払金として処理することとされています。

損金処理をした場合には、別表十（六）の添付が必要になります

[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/15/15\\_66\\_11.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/15/15_66_11.htm)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2019/pdf/10\(06\).pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2019/pdf/10(06).pdf)

### ★ 会社が加入する傷害保険の保険料

Q. 会社で掛け捨ての傷害保険に加入する場合、どのような取扱いになりますか？

A. 会社で掛け捨ての傷害保険に加入する場合は、次のように取り扱われます。

① 保険金受取人が会社の場合

法人が、自己を契約者及び保険金受取人とし、役員又は従業員を被保険者とする傷

害保険に加入して、その保険料を支払った場合は、その支払った保険料は期間の経過に応じて損金の額に算入されます。

②保険金受取人が役員又は従業員もしくはこれらの遺族である場合

法人が、自己を契約者とし、役員又は従業員を被保険者及び傷害保険金の受取人、その遺族を死亡保険金の受取人とする傷害保険に加入して、その保険料を支払った場合は、その支払った保険料は福利厚生費としてその保険期間の経過に応じて損金の額に算入されます。ただし、役員又は特定の従業員だけを被保険者としているときは、その保険料の額は、その役員又は特定の従業員に対する給与となります。

③役員、従業員契約の保険料を法人が負担した場合

役員又は従業員が契約者及び被保険者となり、役員又は従業員の遺族を保険金の受取人とする契約に係る保険料を法人が負担したときは、その負担した保険料の額は、その役員又は従業員に対する給与となります。

## ★ 少額の減価償却資産と償却資産税

Q. 中小企業の場合、30万円未満の減価償却資産は損金に算入できるそうですが、償却資産税の取扱いはまた別とか。どのようになっているのですか？

A. 法人税では、減価償却資産の償却費について、法人が償却費として損金経理した金額のうち、損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入するとしており、例外的に次の取扱いを認めています。

① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額減価償却資産で、一時に損金に算入したもの

② 取得価額が20万円未満のもので、一括して、3年間で損金に算入したもの(3年一括償却資産)

③ 中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産(年間300万円を限度)

ただし、この取扱いは法人税での取扱いであって、償却資産税(地方税)では適用されず、償却資産税では、課税対象になるとしています。

したがって、30万円未満の減価償却資産に対して、上記の①、②、③の適用を受けて損金に算入した資産については、償却資産税の課税対象になりますので、制度の適用には注意してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403.htm>

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403\\_qa.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403_qa.htm)

## ★ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金

Q. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金は繰越ができるそうですが、何年繰り越せるのですか？

A. **平成30年4月1日以後に開始する事業年度における欠損金は10年繰り越せます。**

この規定の適用となる法人は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人です。

欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度が白色申告書であっても、この繰越控除の規定が適用されません。

ただし、他の者による特定支配関係を有することとなった欠損金額等を有する法人については、一定の事由に該当するときは、その該当する日の属する事業年度以後の各事業年度においては、その適用事業年度前の各事業年度に生じた欠損金額については、この繰越控除の規定は適用されません。

繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の前日9年(平成30年4月1日以後に開始する各事業年度において生じた欠損金額については10年)以内に開始した事業年度において生じた欠損金額です。

なお、中小法人等以外の法人については、繰越控除前の所得に一定の率を乗じた金額が限度額になります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5762.htm>

## 消費 税

### ★ インボイス制度と宥恕規定

Q. 令和5年にインボイス制度が導入されると適格請求書発行事業者以外からの仕入は税額控除できなくなるのですか？

A. 宥恕規定があります。

令和5年10月1日に「適格請求書保存方式」(インボイス制度)が導入されます。

インボイス制度導入後は、原則として、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、**仕入税額控除の適用が受けられなくなります。**

しかしながら、法人の会計においては、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、インボイス制度導入前と同様に、支払対価の額に110分の10(軽減税率対象分は108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税等の額として経理することも考えられます。

そこで、インボイス制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、次のように、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行われた課税仕入れ  
仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に行われた課税仕入れ  
仕入税額相当額の50%

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>